

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	○ 達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>事業制度の性質上、地権者や借地権者などの権利者の意向が重要な制度であり、また、同意形成など時間のかかる事業でもあるため、根気強く普及啓発していく必要があると考えている。</p> <p>また、平成24年度から、事業実施を検討する組織・団体への初動期支援を目的とする「市街地再開発準備組織等支援事業」を立ち上げたところであり、まだまだ支援数は目標には達していない状況ではあるが、前段である相談件数は最近増加傾向にあり、浸透しつつあると感じられる状況になってきたため、引き続き普及啓発に努め当該事業の促進を図りたい。</p> <p>平成27年度から北汀丁地区第一種市街地再開発事業が始まり、和歌山市駅前地区、友田町四丁目地区と事業開始が続く。</p>
「見直し」 「改善」案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施を検討する事業者と権利者をつなぐ仕組みを検討する。 ・エリア別に誘導したい都市施設を明確にするとともに、重点エリアを定める。 ・補助金の査定を適切に行なう。